

○嘉手納町情報通信産業センター条例施行規則

平成25年9月20日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町情報通信産業センター条例(平成25年嘉手納町条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用面積の計算)

第2条 嘉手納町情報通信産業センター(以下「センター」という。)の利用面積の計算は、小数点以下を切り上げるものとする。

(業務用施設を利用する者の選定)

第3条 条例第3条第2号に規定する業務用施設(以下「業務用施設」という。)を利用する者の選定の基準は、利用しようとする者が沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業(以下第6条において「指定産業」という。)を営む者であることとする。

(業務用施設の利用料金の日割計算)

第4条 月の中途において、業務用施設の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割りによって計算する。

(業務用施設の利用する者の費用負担義務)

第5条 次に掲げる費用は、条例第8条第1項の規定により業務用施設の利用の許可を受けた者が負担する。

(1) 利用に係る電気、上下水道、電話等の費用

(2) 条例第3条第1号に規定する一般用施設(以下「一般用施設」という。)のうち共用箇所維持管理に要する費用

(施設利用料金の減免)

第6条 条例第10条の規定により一般用施設の利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町及び教育委員会が主催及び共催する行事に利用する場合 免除

(2) 国及び地方公共団体が利用する場合 5割減額

(3) その他町長が必要と認めた場合 5割減額又は免除

2 条例第10条の規定により業務用施設の利用料金を免除することができる場合は、指定産業を営む者に次に掲げるとおりとし、その期間は、3年を限度とする。

(1) 国、県及び公的団体の支援を受けており、かつ、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社を設立してから1年を経過しない者

(2) その他町長が必要と認めた場合

(利用料金の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他の事故により利用できなくなった場合 全額

(2) 利用日の5日前までに利用の取消許可を受けた場合 半額

(3) その他町長が必要と認めた場合 全額又は半額

(遵守事項)

第8条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。

(4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

(5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。

(6) その他指定管理者の指示すること。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(嘉手納町マルチメディアセンター条例施行規則及び嘉手納町コールセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 嘉手納町マルチメディアセンター条例施行規則（平成19年3月30日嘉手納町規則第8号）

(2) 嘉手納町コールセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年2月23日嘉手納町規則第1号）

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の嘉手納町マルチメディアセンター条例施行規則又は嘉手納町コールセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によってなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の嘉手納町情報通信産業センター条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。